

# 職域におけるがん検診の課題と 今後の方向性

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

# 日本の健診（検診）制度の概要

## 全体像

- 医療保険者や事業主は、高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査（健康診断）を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者の健康診査を実施するとともに、一定年齢の住民を対象としてがん検診などの各種検診を実施。（医療保険者や事業主は任意に実施）

妊娠・小学校就学前  
（乳幼児等）

<b>母子保健法</b>	<p>【対象者】 乳幼児、妊産婦</p> <p>【実施主体】 市町村 &lt;1歳6か月児健診と3歳児健診は義務。妊婦健診、産婦健診は勸奨義務&gt;</p> <p>【費用負担】 ○乳幼児健診（1歳6か月児健診、3歳児健診）：国は地方交付税措置（自己負担なし）</p> <p>○妊婦健診：国は地方交付税措置（自己負担なし。ただし市町村における費用負担額を超える部分は自己負担あり）</p> <p>○産婦健診：国は1/2を補助（自己負担なし。ただし補助基準額（1回あたり5千円）を超える部分は自己負担あり）</p>
--------------	--

生徒等  
児童

<b>学校保健安全法</b>	<p>【対象者】 在学中の幼児、児童、生徒又は学生 ※就学時健診については小学校入学前の児童</p> <p>【実施主体】 学校（幼稚園から大学までを含む）&lt;義務&gt;</p> <p>【費用負担】 就学時健診：市町村の教育委員会負担、在学中の検診：学校の設置者負担（国は地方交付税措置など。自己負担なし）</p>
----------------	---

39歳

医療保険の被保険者・被扶養者	労働者	その他
<p><b>医療保険各法</b>（健康保険法、国民健康保険法等）</p> <p>【対象者】 医療保険の被保険者・被扶養者（～39歳）</p> <p>【実施主体】 保険者 &lt;努力義務&gt;</p> <p>【費用負担】 補助なし（自己負担は保険者の判断）</p>	<p><b>労働安全衛生法</b></p> <p>【対象者】 常時使用する労働者</p> <p>※労働者も受診義務</p> <p>【実施主体】 事業者 &lt;事業主義務&gt;</p> <p>【費用負担】 事業者が全額負担</p> <p>※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施</p>	<p><b>健康増進法</b></p> <p>【対象者】 住民（生活保護受給者等を含む）</p> <p>【実施主体】 市町村 &lt;努力義務&gt;</p> <p>【種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健康診査・保健指導（高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対するもの）</li> <li>○歯周疾患検診 ・ 骨粗鬆症検診</li> <li>○がん検診（胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん）</li> <li>○肝炎ウイルス検診</li> </ul> <p>【費用負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健康診査等（自己負担は市町村の判断）</li> <li>・政令市：国は1/3補助</li> <li>・その他市町村：県の補助額に対し国は1/2補助</li> </ul> <p>○がん検診：国は地方交付税措置（自己負担は市町村の判断。ただし、子宮頸がん検診（20歳～）と乳がん検診（40歳～）は国の補助により初年度対象者の自己負担なし）</p> <p>○肝炎ウイルス検診（自己負担は市町村の判断。ただし、40歳以上で5歳刻みの年齢層は国の補助により自己負担なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政令市：国は1/3補助</li> <li>・その他市町村：県の補助額に対し国は1/2補助</li> </ul>

### 特定健診（メタボ健診）

40歳～74歳

<p><b>高齢者医療確保法</b></p> <p>【対象者】 医療保険の加入者（40～74歳）</p> <p>【実施主体】 保険者 &lt;義務&gt;</p> <p>【費用負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村国保：国は1/3、県は1/3を補助（自己負担は保険者の判断。補助基準単価は自己負担3割を除いた額を基に設定）</li> <li>・その他保険者：健保組合・協会けんぽ・国保組合には国は予算の範囲内で補助（自己負担は保険者の判断。補助基準単価は自己負担3割を除いた額を基に設定）</li> </ul>	<p>※ 労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能</p>	
---	---	--

75歳～

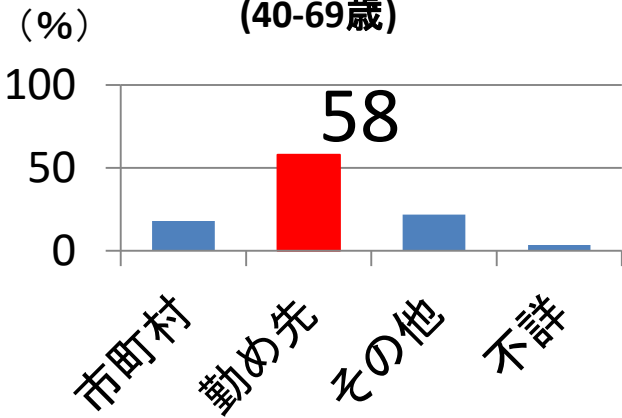
<p><b>高齢者医療確保法</b></p> <p>【対象者】 被保険者（75歳～）</p> <p>【実施主体】 後期高齢者医療広域連合 &lt;努力義務&gt;</p> <p>【費用負担】 国は予算の範囲内で補助（自己負担は保険者の判断）</p>		
--	--	--

※上記の他、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診を保険者や事業主が任意で実施・助成することがある。

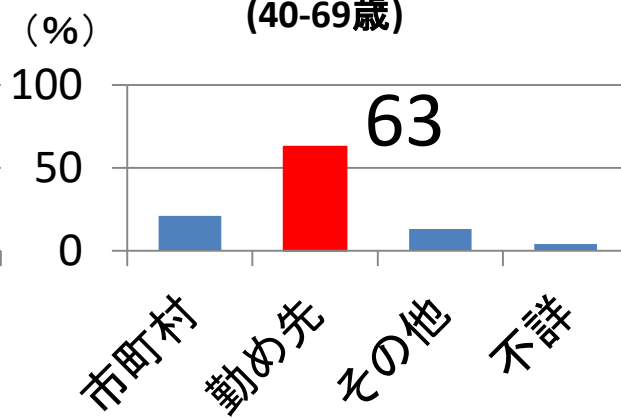
# がん検診の受診機会について

がん検診受診者の約3～6割が、職域でがん検診を受診している

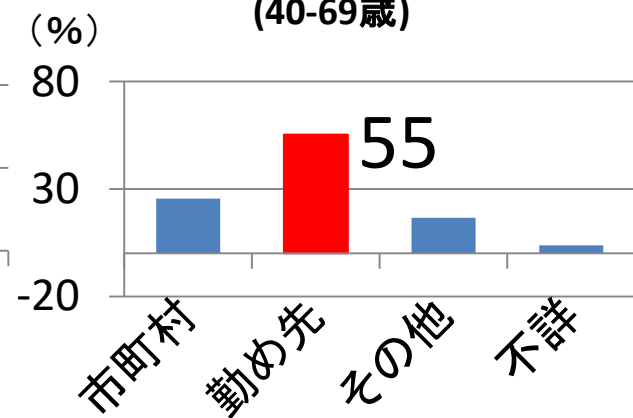
胃がん検診を受けた  
(40-69歳)



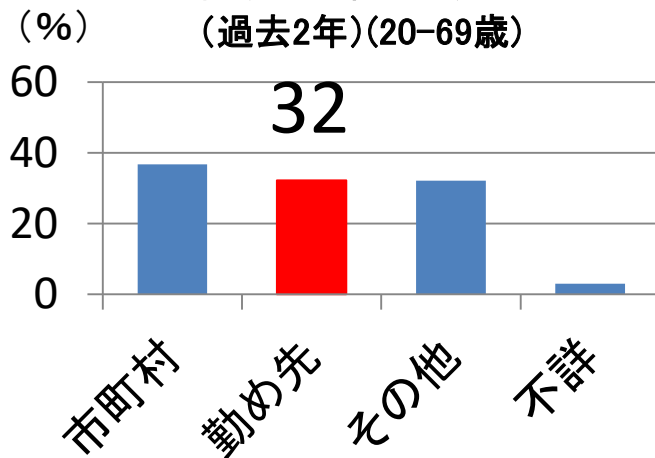
肺がん検診を受けた  
(40-69歳)



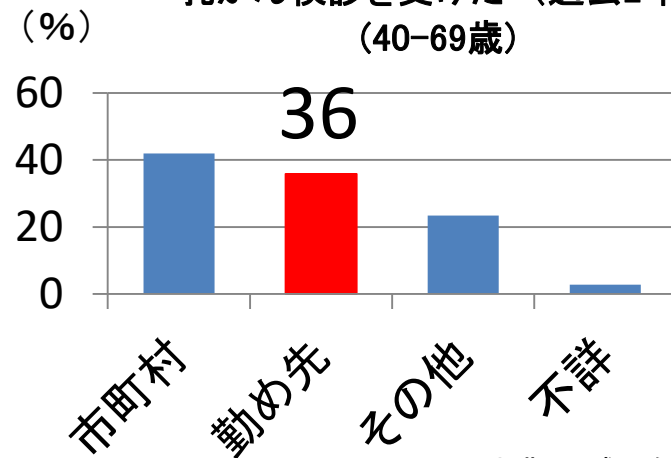
大腸がん検診を受けた  
(40-69歳)



子宮頸がん検診を受けた  
(過去2年)(20-69歳)



乳がん検診を受けた (過去2年)  
(40-69歳)



出典:平成28年 国民生活基礎調査

# 職域におけるがん検診の課題と今後の方向性

## 【課題】

- 職域におけるがん検診は任意で実施されていることから、保険者や事業者ごとにがん検診の種類、検査項目、年齢等が様々であり、統一的な検診データを管理することは、多くの課題がある。
- こうしたことから、厚生労働省は、保険者や事業者が職域におけるがん検診を実施する際の参考となるよう、「職域におけるがん検診に関するマニュアル」を2017年度に策定し、国が推奨するがん検診の種類や検査項目等を明確化した。
- 本マニュアルに基づき効果的ながん検診を継続して実施するためには、がん検診受診率やがん発見率等を含めた検診データを収集し、評価するための仕組みが必要であるが、現状、職域におけるがん検診は法的な根拠がないため、①その実態は不明であることや、②受診率等のデータを把握する仕組みがないといった課題がある。

## 【現在の対応と今後取り組むべき事項(第3期がん対策推進基本計画の記載事項を含む)】

- 厚生労働省では、上記のような課題も踏まえ、まずは職域におけるがん検診の実態を把握するため、2019年度より、厚生労働科学研究費で、職域におけるがん検診の受診率・精密検査受診率・がん発見率など、精度管理指標を評価するための研究を行っている。
- 将来的には、職域におけるがん検診の受診率等を適切に把握し、効果的ながん検診を実施していくために、悉皆性のあるがん検診のデータ管理を行うための統一されたデータフォーマットの仕組みを策定し、一元的にデータを集約して対策を検討していくことが必要である。

# (参考) 職域におけるがん検診に関するマニュアル(平成30年3月) (抜粋)

- 要精検率、がん発見率、陽性反応的中度は、受診者の年齢分布に大きく依存するため、市町村が実施するがん検診に比べて比較的若年層の受診者が多い職域におけるがん検診では、これらの値が「がん検診の精度管理指標」(表2)と乖離する可能性がある。こうしたことから、厚生労働省としては、今後、がん検診のあり方に関する検討会等の議論も踏まえ、職域におけるがん検診の実態に即した、精度管理指標を示す予定である。

(職域におけるがん検診に関するマニュアル 7ページより抜粋)

表2 がん検診の精度管理指標

		乳がん	子宮頸がん	大腸がん	胃がん	肺がん
精検受診率	許容値	80%以上	70%以上			
	目標値	90%以上				
未把握率	許容値	10%以下				
	目標値	5%以下				
精検未受診率	許容値	10%以下	20%以下			
	目標値	5%以下				
精検未受診・未把握率	許容値	20%以下	30%以下			20%以下
	目標値	10%以下				
要精検率(許容値)		11.0%以下	1.4%以下	7.0%以下	11.0%以下	3.0%以下
がん発見率(許容値)		0.23%以上	0.05%以上	0.13%以上	0.11%以上	0.03%以上
陽性反応の中度(許容値)		2.5%以上	4.0%以上	1.9%以上	1.0%以上	1.3%以上

(職域におけるがん検診に関するマニュアル(平成30年3月) 8ページより抜粋)